

庁舎建設に関する調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成27年5月11日
開会 11時18分 閉会 11時24分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 19名
板垣良輔、荒 貴賀、高橋健雄、小田新紀、内山美穂子、若山和幸
小島智恵、野原恵子、田口廣之、谷口和弥、小川純文、岡本眞利子
寺林俊幸、東口隆弘、千葉幹雄、中橋友子、藤谷謹至、乾 邦廣
藤原 孟
- 4 事務局 事務局長 野坂正美 議事課長 萬谷 司 議事係長 佐々木慎司
- 5 審査事件 正副委員長の互選について
閉会中の継続審査の申し出について
- 6 審査結果 別 紙

庁舎建設に関する調査特別委員会議案

日 時 平成 27 年 5 月 11 日(月)
場 所 5 階会議室

1 委員長の互選について

委員長 千葉 幹雄

2 副委員長の互選について

副委員長 寺林 俊幸

3 閉会中の継続審査の申し出について

決定

庁舎建設に関する調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成27年6月9日
開会 11時40分 閉会 11時58分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 委員長 千葉幹雄 副委員長 寺林俊幸
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
若山和幸 小島智恵 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
小川純文 岡本眞利子 東口隆弘 中橋友子 藤谷謹至
乾邦廣 藤原孟
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 佐藤記者（勝毎）
- 5 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 6 審査事件 1 「議会機能に関する小委員会」の設置について
ア. 議場の演壇、副演壇等のモニター設置について
イ. 委員の指名について
2 その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 千葉 幹雄

◇ 内容

(11:40 開会)

- 委員長（千葉幹雄） ただいまから、第2回庁舎建設に関する調査特別委員会を開会いたします。それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。1番目、「議会機能に関する小委員会」の設置についてでございます。この件につきましては、前回、その必要性等について副委員長と相談をさせていただき、その結果を皆さまにご報告することになっておりました。最終的には小委員会を設置しようということになりました。そこで皆様に設置することに対しご了承をいただきたいと思います。そういったことで皆さまよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（千葉幹雄） それでは設置することに決定させていただきます。次に、議案のイ、委員の指名についてであります。委員長指名ということでよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（千葉幹雄） それでは私の方から指名をさせていただきたいと思います。小島委員、野原委員、谷口委員、東口委員、以上4名とさせていただきたいと思います。四人の方は別室で委員長を決めていただきたいと思います。前回は委員長だけの選出でしたが、今回は正副でもよろしいと思いますので、それについてはお任せいたします。ここで暫時休憩にいたします。

(暫時休憩)

- 委員長（千葉幹雄） それでは、再開いたします。小委員会を代表して野原委員に報告をお願いします。
- 委員（野原恵子） それでは第1回議会機能に関する小委員会を開きました。その結果、委員長には私、野原が互選されました。副委員長には東口委員がその責を果たしていただくことになりました。第2回の小委員会は、本日、最後の委員会終了後に開くことになっております。その際、庁舎建設に関する調査特別委員長及び、副委員長はオブザーバーとして参加していただきたいと思います、先程の話し合いの中で出ておりましたので、よろしく願いいたします。以上。
- 委員長（千葉幹雄） ただいまの報告にありましたとおり、委員長には野原委員、副委員長には東口委員ということで報告がありましたので、そのようにご了承をいただきたいと思います。この小委員会でもまずもって協議をしていただきたいと思います「議場の演壇、副演壇のモニター設置について」であります。私の独断なのですが、「副演壇」の後ろに「等」を入れていただきたいと思います。この件につきましては、先般、副議長の方から議場の演壇、副演壇等のモニターを設置してはどうかという提案がありましたので、これについて、小委員会で検討していただきたいと思います。次回は、今定例会中に全体委員会としての結論を出したいと思っておりますので、それまでに小委員会で結論を出しておいてください。22日迄としておきます。設置するということになれば、予算の関係もありますので急いでいただきたいと思います。私の方からは以上ですが、皆さまの方から、その他ということで何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○ 委員長（千葉幹雄） なければ、今日の委員会を終了させていただきたいと思います。
(11:58 閉会)

庁舎建設に関する調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成27年6月23日
開会 17時34分 閉会 17時36分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 委員長 千葉幹雄 副委員長 寺林俊幸
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
若山和幸 小島智恵 野原恵子 (議会機能に関する小委員会委員長)
田口廣之 谷口和弥 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
中橋友子 藤谷謹至 乾邦廣 藤原孟
議長 芳滝仁
- 4 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 5 審査事件 1 議場の演壇、副演壇等のモニター設置について
(議会機能に関する小委員会報告)
2 その他
- 6 議事概要 別紙のとおり

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 千葉 幹雄

◇ 内容

(17:34 開会)

- 委員長（千葉幹雄） ただいまから、第3回庁舎建設に関する調査特別委員会を開会いたします。議案の1番目でありますけれども、「議場の演壇、副演壇等のモニター設置について」を議題といたします。この件につきましては、先般の委員会で小委員会で検討していただきたいということでございます。小委員長より検討の結果を発表していただきたいと思います。野原小委員長。
- 小委員長（野原恵子） それでは報告いたします。去る6月9日に第1回議会機能に関する小委員会を開催いたしました。委員長には、わたくし野原が選任され、副委員長には東口委員が選任されました。庁舎特別委員会で議題となりました、「議場の演壇、副演壇等のモニター設置について」報告いたします。議場の演壇、副演壇等のモニターの設置につきましては、予算が新たに必要になること。そして、傍聴者やインターネット中継を見ている方にとって必要性を感じられないのではないかなど。また、一般質問の時に議員も見ている暇がないのではないかなど。意見が出され、必要性はないとの結論になりましたので報告いたします。以上です。
- 委員長（千葉幹雄） ただいま小委員長からの報告であります。何かご意見ご質問はありますか。
(なしの声)
- 委員長（千葉幹雄） ありませんね。なければ小委員長報告を了としたいと思いますが異議はございませんか。
(なしの声)
- 委員長（千葉幹雄） ないようでございます。それでは小委員長の報告通り決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。「2 その他」でありますけれども、何か皆さまの方からございますか。
(なしの声)
- 委員長（千葉幹雄） 特にございませぬ。なければ以上をもって第3回庁舎建設に関する調査特別委員会を終了いたします。

(17:36 閉会)

庁舎建設に関する調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 27 年 9 月 2 日
開会 11 時 00 分 閉会 11 時 54 分
- 2 場 所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 出席者 委員長 千葉幹雄 副委員長 寺林俊幸
板垣良輔 荒貴賀 小田新紀 内山美穂子 若山和幸
小島智恵 野原恵子 (議会機能に関する小委員会委員長)
田口廣之 谷口和弥 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
中橋友子 藤谷謹至 乾邦廣 藤原孟
議長 芳滝仁
- 4 欠席者 高橋健雄
- 5 傍聴者 佐藤記者 (勝毎)
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 7 審査事件 1 新庁舎議場用備品について
2 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 千葉 幹雄

◇ 内容

(11:00 開会)

- 委員長（千葉幹雄） 第4回庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。議案に入る前に諸般の報告を事務局長からさせていただきます。事務局長。
- 事務局長（野坂正美） それでは諸般の報告を申し上げます。本日、高橋委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
- 委員長（千葉幹雄） それではお手元の議案書に基づきまして進めさせていただきたいと思っております。1番目であります。新庁舎議場用備品について議題といたします。説明をいただきます。議事課長。
- 議事課長（澤部紀博） それでは、私のほうから新庁舎の議場備品について説明させていただきます。そのあとに引き続きまして、佐々木係長のほうからお手元に配付させていただいておりますけれども、議場モニター採決システムの概要について説明させていただきたいと思っております。

備品につきましては、1ページめくっていただきますと、議場用の机と椅子になります。1ページをご覧くださいと思っておりますけれども、議場用机になりますけれども、数量につきましては3ページをご覧くださいと思っております。机は58台、椅子は57脚になります。ここで4ページをご覧くださいと思っております。新しい議場内の平面図になりますけれども、斜線を引いて四角く囲んだのが机の位置になります。議員席は現在の3列から2列になります。書記席は現在は前から2列目にありますけれども、3列目に後ろのほうに下がるということになります。1ページにお戻りいただきたいと思っております。

議場机についてでございますけれども、既に発注を終えておりまして、その内容について報告させていただくものでございます。①の部材についてでございますけれども、積層合板天然木仕上げ、集成材天然木仕上げ、ランバーコア合板天然木仕上げのいずれかになります。あまり聞き慣れない言葉かとは思いますが、いずれの構造につきましても3層構造になっておりまして、芯材を挟む構造になります。部材としての厚さは3cmで①のイにあります芯材にウの突き板を貼り付け、その表面にポリウレタン塗装をするものでございます。②の連結ですが、机はそれぞれ独立型になります。隣接する机と連結させることになります。③の固定ですが、机は床面と固定いたします。④の意匠及び色についてですが、新庁舎の議場内とのバランスがありますので、落札業者が決まった後に協議をして決めていきたいというふうに思っております。⑤名札についてでございます。現在とほぼ同様になりますけれども、現在は名札を引き上げるようなタイプになっておりますけれども、新たなものとしたしましては、手前から起こして表示するというふうなタイプにしたいというふう考えております。

次、5ページをご覧くださいと思っております。議場を横から見た図になります。上の図が現在で下の図が改築後の図面になります。議員席が先ほど申し上げましたように、現在より1列少なくなります。前後の間隔でございますけれども、網掛けのところ、2カ所網掛けしておりますが、演台と副演台の間が50cmほど狭くなります。また、議員席後列と傍聴席側は80cmほど狭くなります。図面上に黒四角で示したものがございます。これは、椅子に座った時の頭の位置でございます。なお、演台につきましては、立った

ときの頭の位置ということでございます。議長から見た目線を線でつないで示しておりますけれども、現在とほぼ同じ目線になるものと思います。6ページから8ページに掛けましては、それぞれ机のサイズを図にしたものでございます。なお、本日示させていただいている図はきちんとした縮尺にはなっておりませんので、あくまでもイメージということでお考えいただければと思います。大幅に違うわけではございませんので。

それから、現在の机との違いにつきましては、まず机の縁、この部分ですけれども、6 cm立ち上げたものになっております。近年はこのような仕様が多く用いられておまして、机の上に置かれる物や机上マイクが落ちないようにするためのものでございます。また、サイズにつきましてですけれども、現在と比べて奥行き、この幅が10 cmほど長くなります。これは、マイクが今現在はプレートがあって立ち上がるような感じになっておりましたけれども、今度はマイク自体が言ってみればこういうものが、本体が机の上に置かされるものですから、それを置くためのスペースが必要ということもありまして、現在よりもこの間隔が長くなるということでございます。また、マイクについては、下からコードで繋がっておりますので、現在は真ん中に固定しておりますけれども、右あるいは左ということで移動が可能ということになります。それから、副演台の幅でございますけれども、副演台につきましては、予算委員会、決算委員会のときに使用しておりますが、それに使用するというので現在よりも20 cmほど横幅を広くいたしております。

次、2ページにお戻りいただきたいと思います。議場椅子になります。数量は先ほどの3ページに示したとおりでございます。シートにつきましては、布地張りで肘当てを付け木製といたします。3の議長席につきましては背の高いハイバックとし、椅子が前後にスライドするスライドバック、席を離れると椅子が正面に戻るオートリターンとし、床に固定するものといたします。議員席につきましては、背の低いローバックといたし、キャスターで移動するというふうになります。サイズについてですけれども、9ページをご覧いただきたいと思いますが、椅子の座面の横幅、奥行きについてですが、数字は表示しておりますけれども、今現在この会場でお座りいただいている椅子、これと同様の長さとお考えいただければよろしいかと思っております。椅子については来月を目途に発注したいというふうに思っております。

次に10ページをご覧いただきたいと思います。椅子、机には関係はしませんけれども、議長席の背面の壁面についてでございます。サイズといたしましては、現在よりも横幅が4 mあるものが3 mメートルとなり、1 mほど横幅が短くなります。縦につきましては、現在とほぼ同様の高さということで予定しております。

11ページをご覧いただきたいと思います。新庁舎建設に関する事業費・財源内訳でございます。企画室のほうから資料を提供していただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。私からは以上でございます。続きまして佐々木係長のほうから説明させていただきます。

○委員長（千葉幹雄） 議事係長。

○議事係長（佐々木慎司） 私からは議場モニター、採決システムの概要、運用の部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、こちらのA4横の資料をご覧いただきたいと思っております。3枚目の議員ユニット、参考資料と書いてあるこちらの用紙も合

わせて見ていただきたいと思いますので、横に置いていただければと思います。

まず1枚目、議場の東西の出入り口の上の部分に1台ずつ設置をいたします。55インチのモニター2台につきましては、それぞれ同じ画面表示がされるものであります。モニターの表示は大きく分けて一般質問時の画面表示、採決の際の画面表示、そして、それ以外の通常時の画面表示に分けられます。資料のAモニターと書いてある左の画面表示が通常時でございます。出席議員数と現在時刻、分単位までの表示がされます。出席議員数につきましては、議員席の3ボタン式の議員ユニットと連動しております。3枚目の参考資料の左の図をご覧ください。出席時に上側の出席ボタンを押すと点灯、退席時、出席ボタンを再度押すことで消灯することになります。採決システムに連動することもあり、議員の押し忘れや突然の退席等の場合に事務局で対応できる仕様となっております。今度はBモニターと書いてある右の画面表示をご覧くださいと思います。一般質問時の画面表示になりますが、発言残時間が追加して表示されます。今までは、5分前になった時点で課長が一般質問している議員に対しまして直接お知らせする形でしたが、システム導入後の新庁舎では、発言残時間という文字の前にある丸ポチの部分点滅することになりまして、残時間が警告される仕様で考えております。なお、議員一般質問演台のほうにタブレットを設置しまして、議員モニター同様の表示が確認できるようなことを想定しております。

続きまして2枚目をお開きください。こちら採決時のモニター表示についてご説明させていただきます。左に(①モニター)右に(②モニター)の二つの画面表示がありますが、左の①モニターのほうをご覧ください。まず通常の議案審議、今までの起立採決等の代わりとなります。記名方式について①で示してございます。図面はサンプル表示となりますが、3枚目の参考資料の議員ユニットの賛成、反対の下のボタンを押すことで、同時に緑色賛成、黄色反対というように表示される仕様となっております。議員が押すタイミングで随時点灯していきます。現在この表示色につきましては変更が可能でございますので、少し時間を掛けて見やすい表示色も検討していきたいと考えておりますが、いろんな市町村を確認させていただくなかでは、緑や青を賛成と使っているのが多く、黄色が反対とか黒が反対とかそういった仕様のものでございました。賛成反対の色が全て表示されたあと、議員の賛否が確定したあと、右側にモニターの総数表示のある採決結果に画面切り替えをいたします。その後、再度①モニターにまた戻ることによって中継視聴者や、傍聴者等にも誰が賛成したのか反対したのかが分かりやすいような運用を考えております。現状の運用であれば、副町長の選任同意でありますとか、教育長の任命同意などの無記名方式の場合につきましては、右画面表示の②モニターの最終結果のみ表示されることで考えております。システムに誰が賛成したか反対したかの情報を残さない仕様にしておりまして、秘密性を確保するために机の下の方でボタンを押し設置できる仕様と考えております。なお、下の部分に記載しております、例えば押し間違ってしまったような場合には、書記卓設置の議長ユニットの投票確定ボタンを押す前なら押し直しが可能となります。また、押さない議員がいた場合は、書記卓設置の議長ユニットの確定ボタンを押したのち、反対、今であれば黄色の表示がされる仕様となっております。これはこちらにも書いてありますが、会議規則84条の規定によりまして、投票による表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすと

いう考え方によるものです。

最後、3枚目の参考資料でございますが、事務局（書記卓）に設置します、右の議長ユニットの投票開始ボタンを押すと左概要図の議員ユニットの賛成、反対ボタンが点滅するような形になります。議員が押した時点でボタンは点灯し、逆のボタンは消灯することになります。なお、左側、議員ユニットは議長席と議員20席の計21か所に設置する予定で、サイズはこの図より一回り大きくなるのですが、縦が10cm程度、横が6.5cm程度、奥行きが3.5cm程度を予定しております。基本このような形での運用を考えているところでございますが、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。以上、私からのご説明とさせていただきます。

- 委員長（千葉幹雄） ただいま議事課長、議事係長から説明がありました。何かご質問、またご意見があればお伺いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。どんなことでもよろしいですよ。出づらかったら休憩取って、休憩中でもよろしいですけれども。若干休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（千葉幹雄） それでは再開いたします。無いようでありますので、1番目の新庁舎議場用の備品については終わらせていただきます。

次にその他であります。私のほうからまずはお話をさせていただきたいと思っております。仮想ですけども、タペストリー、皆さま方いろいろと側聞しているかと思うんですけども、議場の議長の後ろの壁にですね、何か掛けるというか飾るほうが良いのではないかという話が実はですね、去年の暮れか今年に入ってからか定かではないんですけども、当時の理事者が道外のどこの議会か忘れちゃったけれども、視察に行ったときに議長の後ろにそういったものが掲げられていたと。非常に見た目が良いものだったというようにお話がありました。私も悪いことではないなとは思いつつ、任期も迫ってましたので、4月の選挙でメンバーも変わるわけですし、委員会構成も変わるわけですから、新しく選ばれた議員の中で、新しくなった委員のなかで検討してもらえばいいなというふうに思っておりました。

4月の末に選挙がありまして、皆さま方それぞれ当選されてきたわけでありまして。そのなかでそういった当時の理事者からのお話もあったものですから、私どもの正副特別委員会の委員長、そして、小委員会の正副の委員長さんと実はこういう話があったんですがどうでしょうかという話もさせていただきました。いずれにしても、やるやらないは別としても、ある程度の提案するに値するだけのものを我々持ち合わせないと提案もできないだろうというのがありました。

実は、当時の理事者は我が町にはアイヌ人が昔から住んでいたという歴史があると。そしてまた、ここからは私のあれなんですけれども、ほかの町にない考古館ですとか生活館があって、幕別の歴史を語るときにアイヌの人たち抜きで語ることはできないだろうというのが一つありました。

そこで、議場は非常に神聖な場所であるわけでありまして、その場所に相応しい意味を持つ、アイヌ人は文字を持たない民族でありましたので、そういった言葉ですとか、あるいはまたそういう刺繍とか紋様で表していたということでもありますので、私はそういう神聖な場所であるからこそ、そういう神聖なものを神聖な意味を持つアイヌ文

化の織物を掲げることによってですね、アイヌ文化の保存に資する、また同時にですね、そうすることによってアイヌ民族の人たちにとっても誇りになるんだらうというふうに思っていたところでもあります。そしてまた幕別にとっても特色の一つになるんだらうというふうに思って今日までできました。それで、先ほど申し上げたように、ある程度の考え方というのでしょうか、議論に資するものを持たないと議論してもらえないわけですから。

幕別にマクンベツアイヌ文化保存会というのがあるそうです。それも前の理事者から紹介していただきまして、そこを窓口にしたほうが良いのではないかとというアドバイスもいただきまして、その責任者の方とお話をさせていただきまして、毎週金曜日に生活館でアイヌの人たちが集まって刺繍をやっているそうです。実際にそれを見たらいかがですかということで、7月31日に私と寺林副委員長、それから野原小委員長、そして東口小委員会の副委員長と4人で実際に行ってきました。

それで、いろいろなものを見せてもらって、こういうものもある、ああいうものもあるということで、なかなか意味のあるものですねという話を聞かせていただきました。そのなかで、当然議場に掲げるわけですから、それなりの意味を持たせるものにして欲しいという話をいたしました。そうしましたら、その会長さんがアイヌ語でチャランケ、我々昔からチャランケ、チャランケと言っていましたけれども。アイヌ語ではですね、話し合うということが意味だそうです。ある意味、議場に相応しいねという話もしました。もう一つはですね、イライライレケ。これはアイヌ語ですから、ちょっとこういう発音でないのかもしれませんが、感謝という意味の言葉だそうです。そういったものを掲げたら良いのではないかとということでアドバイスをいただきました。

それで、実際議場を見てもらわなければ、どのくらいの大きさがバランスが取れるのか分からないものですから、8月21日金曜に代表の方に来ていただきまして、今の議場より議長の背中のあるよりも、ちょっと小さくなるものですから、それをイメージしてもらって見ていただきました。それで、40cmの1m20くらいのが一番バランスが良いのではないかとお話をいただきましたけれども、チャランケが意味するものと、感謝を意味するものイライライレケというのを掲揚すると議場が引き立つのではないかとというようなアドバイスをいただきました。

そこで、この間小委員会を開いて検討していただいたんですけども、結論に至らずですね、今日特別委員会がありますから、今までの説明不足もあったかと思っておりますので、私のほうからですね、今お話しさせていただいた経過をお話をさせていただいて、ここで議論をしていただければなというふうに思って提案をさせていただきました。小委員長何か漏れているところありませんか。

○委員（議会機能に関する小委員会委員長 野原恵子） いえありません。

○委員長（千葉幹雄） こんなところでしたか。どうでしょうか皆さん。率直なご意見を聞かせてください。議場ですからね、当然そういったものがなくても議場としては何の問題もないわけですから、ただそういったものをどう位置づけするのか、どう位置付けしていくのかということところが、一步前向きに考えればどうかなと思うことであります。いらないって言えば、もちろん何もなくても問題ありませんからね。

ちなみにですね、予算なんですけれども、当然金の掛かることですから、保存会の会

長さんにお聞きをしました。当然、これできてから、なんぼ払ったら良いのか分からないということでは困りますから、当然財源も確保しなければなりませんので、ざっくばらんに言ってください。という話をしました。そうしましたらですね、2枚で30万くらいでないでしょうかね。とこれは確定ではありませんからあれですけれども。そんなに差はないとは思いますが30万くらいじゃないですかね。というお話はいただいております。参考までに。

それで皆さまのご理解をいただければ正副委員長、小委員会の正副でですね、また議長にもお願いをしたりして理事者対応をして、どういった手法を出すかは、あとは理事者の判断でいいとぼくは思うんですけれども。今後のことですけれども、そういったことを考えております。そんなことをご論議をいただきたいというふうに思います。どうでしょうか。この際ですからざっくばらんに言ってくださいよ。必要ないだったら必要ないでもいいですし。藤谷議員。

○委員（藤谷謹至） 委員長の話で大体時系列で今までの内容が分かったんですけれども。実は会派で今のことを承知の上で話し合いが行われて結論が出されたんだという確認だけちょっとしたいんですけれども。

○委員長（千葉幹雄） そこは会派のなかですから私は分かりませんが、こういう話はずっと、私は会派対応はしていませんからね。私はね、ここの会派に対して今言ったことは話していませんからあれですけれども。

私は機会あるごとに、もちろん聞いてない人もいますけれども、こういうことがあってこうなんだよという話はしてきたつもりでいますけれども。それが必ずしも皆さま方100%に伝わっているかと言ったらそうではないと思いますので。ですから先ほど申したように説明不足、あるいは皆さま方の認識不足というのでしょうか。我々の説明不足、そういったこともあったかとは思いますが、一堂に会したところで話したほうが、なかなか人を介していくと正確に伝わっていかないこともありますよね。言葉ですからね。ですから誤解もあってもいけないと思いましたが、皆さんそろっているところでお話をして理解をしていただければというふうに思ったところであります。田口委員。

○委員（田口廣之） 今日はじめて聞いたんですけれども、こういう話の進め方、やりかたですね、去年から理事者側とそういう話で飾ったら良いんじゃないかなとか、話のなかで進んできたという経緯は今聞かされたんですけれども、今はじめて聞きました。それで、この話の進め方ですね、小委員会のほうでいろいろ議論されたと聞いたんですけれども、進め方として全体委員会の中で一回話して、小委員会に持っていくという順番だったのではないかなとも思うんですけれども。そのへんの進め方としてどうだったのかなと疑問を持ったんですけれども。

○委員長（千葉幹雄） 進め方はいろいろな進め方があると思うんですけれども、そこはそれぞれあるんでしょうけれども、ただ前段で田口委員がおしゃったように、理事者側と協議をしたというようなことをおっしゃられましたけれども、協議とか正式なものではなくて、この間あそこへ見に行ってきたら、そういうのがあって良かったよと。それで、うちの議会も新しくなるんだから、そういったものを考えてはという類の話でした。正式に面と向かって公式な場所というかそういう話からスタートしたのではなくて、そ

れを我々というか私は良いことだなど。それで皆さま方にしかるべき時期が来たら相談して決めてもらえばいいなとそう思っていました。

それと、その進め方ですけれども、私は議会機能に関する小委員会がありますから、だからそこで議場のことですか、5階フロアのことを検討してもらっているわけですから、この一環として私が小委員長にお話をして、こういうことはどうなんだろうと検討して欲しいということで、それにその資するいろんなもの、議論に必要なもの、議論していくうえで必要なものを調査してきたというところで、それで、どちらが先かあとかは、それぞれの考え方があるんですけれども。

私としては小委員会で揉んでもらって、小委員会で決めてもらってということは、小委員会は各会派の代表が入っているわけですから、だからそこで、おおかたの候補を出してもらって全体で最後を決めればいいなと。今までも議会機能については全部そうしてきたと思うんですよね。最終的にここで決めて、小委員会で決めてくれということはないわけですから、当然、議会機能については小委員会で揉んでもらってここで報告してもらって、それを了とするということできたものですから、そういった方法を取らせていただきました。藤谷委員

- 委員（藤谷謹至） 実は私たちの会派では、会派の小委員会の委員に谷口さんが入っていて、小委員会の話のなかで、タペストリーの話が出てきたと。そういうことで私たちの会派に持ち帰り相談しなければ解決できない課題ですからということで、会派で一回揉みました。揉んだなかで、やはり二つの意見が出て、それは趣旨としては良いことだというものと、議場にはやはり何も入れないほうが良いという二つに分かれました。必ず、多分そういうふうな意見に分かれると思うんです。全体会議を開くなかで、これは多数決で決める問題ではないと思うんですよね。
- 委員長（千葉幹雄） そうです。
- 委員（藤谷謹至） ですからまず最初に小委員会を重視するのは分かるんですけれども、会派で一回揉んだらどうでしょうか。私はそういうふうに思います。
- 委員長（千葉幹雄） 藤谷委員の話、否定はしません。当然どこの会派にも、賛成、反対あると思います。それも両方とも間違いではない。それぞれの考えですから、それは否定はしません。ただある程度、今日に至るまでのなかで何回かやっていたかと思うんですけれども、ほかの会派もそうだと思うんですけれども、一定の方向性が今日のこの場所に出るのかなというふうに思っていたところなんですけれども。谷口委員。
- 委員（谷口和弥） まず、この議論の進め方のところで確認しますけれども、7月31日、先ほど千葉委員長の説明のなかで、アイヌ民族の方の刺繍をする場面、そういうようなものを視察に行ったということがありました。これはもう一回聞きますけれども、小委員会で行ったわけではないですよね。
- 委員長（千葉幹雄） 違います。
- 委員（谷口和弥） 前回、8月25日の議論のなかで、小委員会のなかで議論するのであれば、ほかにも小委員がいるわけで、やっぱりちゃんと今、小委員会ということの議論と、この委員会のなかでの議論のありかたについて出たわけなんですけれども。小委員会での議論が十分できるベースがないままいたんではないかなということ指摘させてもらいたいと。

要するに私は、それに参加していなくて見えていなくて、そこで先日、どうするかというものの議論を求められて、それには会派の打合せが必要だということでその場での決を採ることをやめてもらったんですけれども。これはやっぱり必要なことだったんだというふうに思います。

それから、本質論のことになりますけれども、町民に信頼される議会、愛される議場それを作るのにはどうしたらいいのかということが、この本質なんだと思うんです。だから最初に何か幕別町のシンボルのような議会のシンボルのようなものが議場にあった方がいいのではないかとということから入っていったらば、この議論は間違った方に進むのではないかなと思います。愛される議場として、そういったものがあっていいんだろうということであれば、その議論で進めていくことが必要だし、それがそのままの方がいいのではないかと。それはアイヌ文化のことについても十分熟知した方からも、またいろんな立場の方からも、この例えば華美な役場庁舎を作ってはいけないんだと、そういう立場の方からも支持されなくてはならないものだというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、最初に何を作るか、いやそれがいいのではないかと議論寄りの印象を今与えるところがあるんだけれども、愛される議場、支持される議場、それがどうあるべきかということから入るべきなのではないかなと思います。そのことで言うと、会派のなかでは何もないことのほうが、そうでないかというそういう結論に立って、会派のなかではそういう話になって今日に臨んでいるということになります。

○委員長（千葉幹雄） 8月21日のお話がありました。これは小委員長が答弁するのも知れませんが、先ほど申し上げたように、小委員会はもちろんありますけれども、正副小委員長がいるものですから、ですから提案するときに議論に耐えるものを持ち合わせていないと提案もできないということで、私たちも二人に同行したんですけれども。行って見て、ああこれは良いものだねということで、また提案をしなければならないということで、そこは全員で行った方がいいのではないかと、二人で行くのは駄目だったんでないかということ、それはちょっと良いとも悪いとも私は答えられません。私の立場では。

それと、愛される議場の話ですけれども、それは言われるまでもなく原点ですよ。ただ、そこにどういったものをアクセントとして、売りとして、町民、アイヌ人の気持ちをそこに投入していくかという延長線のなかで、それが一つの方法としてどうだろうということを提案させてもらっているわけですから。それで、それでもいらないと言えはらないし、それはいいんです。どっちでもいいんです。議場としては機能はちゃんと果たせますから、それはそんなにこだわることはない。だから変な理屈付けなくても、それは必要ないと言えはならないし、あると言えはあつた。若干休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（千葉幹雄） それでは休憩を解いて再開いたします。ただいま休憩中でありまして、もう少し各会派で検討する時間をあげてはという意見がございました。そういったことで、皆さま方のご理解をいただければ、いましばらく、もう少し時間を掛けて各会派で検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

(よいの声)

- 委員長（千葉幹雄） それではよろしくお願ひいたします。なお、いつまでもというわけにはいきませんので、どうしましょう。方法として各会派から報告をもらってもいいですし、全体会議を開かなくても。
- 委員（中橋友子） 小委員会がいいです。
- 委員長（千葉幹雄） 小委員会で。それでは小委員長よろしいでしょうか。各会派の代表が集まっていますから、そこで取りまとめしてください。本委員会としては、その報告を了としたいということによろしいですね。良くて悪くても。
- 委員（議会機能に関する小委員会委員長 野原恵子） 確認です。関わられている委員の方々が小委員会でいいですよっていうのであれば、小委員会で意見集約します。皆さんそれでいいのでしょうか。そこだけ確認しておきます。

(よいの声)

- 委員長（千葉幹雄） いいんではないですか。小委員会を開いてもらって全会一致という事は、全会派一致ですから。いいですよと言えばいいですし、一つの会派でも、いやいや駄目ですと言えば駄目ですと報告してもらえればそれでいいと思います。
- 委員（議会機能に関する小委員会委員長 野原恵子） 分かりました。
- 委員長（千葉幹雄） 小委員会は、あとは小委員長に任せますので。4人か5人ですから、皆さんの都合の良い時にやってください。なるべく早く結論をいただきたいと思います。それでは、そういうことによろしいですね。それでは小委員会を開いてもらって、小委員長から報告いただくと。来た報告を全体の委員会としては、特別委員会としては、それを了としたいということでもあります。以上をもちまして第4回庁舎建設に関する調査特別委員会を終了いたします。

(閉会 11:54)

庁舎建設に関する調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成27年9月25日
開会 15時23分 閉会 15時58分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 委員長 千葉幹雄 副委員長 寺林俊幸
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
若山和幸 小島智恵 野原恵子 (議会機能に関する小委員会委員長)
田口廣之 谷口和弥 小川純文 岡本眞利子 東口隆弘
中橋友子 藤谷謹至 乾邦廣 藤原孟
議長 芳滝仁
- 4 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 5 審査事件 1 新庁舎議場用タペストリーについて
2 その他
- 6 議事概要 別紙のとおり

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 千葉 幹雄

◇ 内容

(15:23 開会)

- 委員長（千葉幹雄） それでは、ただいまから第5回庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。お手元の次第に基づきまして進めさせていただきたいというふうに思います。一番目であります。新庁舎議場用タペストリーについて議題といたします。この件につきましては、小委員会で検討していただいておりますので、小委員長より報告をいただきたいというふうに思います。野原小委員長。
- 小委員長（野原恵子） 議会機能に関する小委員会は、この間4回行いました。その4回の中で新庁舎議場用タペストリーについては、議長席の後ろに掲げるという結論に至っております。以上です。
- 委員長（千葉幹雄） ただいま小委員長の報告は議長の後ろの壁だというふうに思いますけれども、タペストリーを掲げるということでもあります。この件につきまして皆さま方から何かございますか。寺林副委員長。
- 副委員長（寺林俊幸） ただいま議会機能小委員会の委員長から4回の会議を経ての結論を報告いただきました。そのことに対して、わたくしは否定するものではありませんけれども、まず一つ心配な点といたしまして、タペストリーを掲げるにあたっては、それなりに当然予算も必要であるということでもありますけれども、その点については不透明であるというところでもあります。また、議会報告会の中でも町民の皆さまからご質問ご提案をいただいた件であります。町旗、国旗に対しての議会の考え方ということを問われているわけでもありますけれども、小委員会の中でも一度、東口副委員長からも町旗、国旗についても質問されたという経緯を伺っております。その点も含め、タペストリー、町旗、国旗について合わせて検討をしていくことが必要でないのかというようなことを会派として考えるものですから、ここで皆さまに提案をさせていただきたいというふうに思います。以上です。
- 委員長（千葉幹雄） ただいまの寺林副委員長からの発言でありますけれども、この件につきまして他にありませんか。いま寺林副委員長からの発言の内容でありますけれども、小委員会の報告はタペストリーは可とするということでもあります。それはそれとして合わせて国旗あるいは町旗を掲揚してはどうかと、それを検討してはどうかというような提案だったかと思うんですけれども、そういう受け止め方でよろしいですか。小委員会の報告はタペストリーについては可とするということでもあります。これにつきましては、議場の議長の後ろにということがあるものですから、小委員会、この特別委員会で検討した経過はありますけれども、国旗あるいは町旗の掲揚については、私はこの特別委員会では馴染まないのではないかと。要するに建物の特別委員会ですからね。これは議長が中心となってしかるべき組織というんでしょうか。そういうようなところで検討してもらうのが筋でないかというふうに思うんですけれども。いかがでしょうか。高橋委員。
- 委員（高橋健雄） それは根本的にアイヌの紋章を議長席の後ろに飾るのは、私は何もどうもこうもと言うものではないけれども。幕別町民で選挙人から委託された皆さん20人がアイヌの紋章だけを議場に掲げる議論をして、町旗等を掲げない議論をするということ自体がおかしい。私ははっきり言うけれども。そして、忠類の議会報告会のときに

も住民から町旗の話が出ているはずだけど、どういう考えで答弁するのか、そこをはつきり聞かせてください。

- 委員長（千葉幹雄） そのときは、忠類の出席者から忠類の議場には国旗と村旗を飾ってあったと。それで、今度は庁舎が新しくなるんだけれども、その辺はどうするんですか。飾らないんですかという質問が出ました。議長のほうから、その件についてはしかるべきところで慎重に検討したいというような答弁だったと思いますけれどもどうでしょうか。議長。
- 議長（芳滝仁） 議会報告会でその話が出まして、私の方でその件につきましては慎重に対応していきたいというふうに答えております。一応、慎重に対応するというので答えておりますので何らかの形で皆さま方にお諮りをさせていただくことになるんだろうと思っておりました。それをいま委員長さんがおっしゃいますように、この委員会でそのことについて議論をするのか、全員協議会等の形で私の方で取りまとめ役をさせていただいて議論をさせていただくのか。私の方といたしましても、そのときは国旗、町旗というお話がありましたので、それはまた議会としての対応なので私の方で責任をもって皆さんにお諮りを申し上げてというふうな思いでは答弁させていただいたんですけれども。どのような形で進まれるかお諮りいただきたいと思います。
- 委員長（千葉幹雄） 高橋委員。
- 委員（高橋健雄） 慎重に審議してお諮りするのはいいいけれども、先ほど私が言ったとおり町旗の話が出てこないで、なんでアイヌの紋章が出てくるんですか。それをアイヌの紋章は正当だと、そっちの町旗等の話はあと回しだってそういうことだったら、私はタペストリーには賛成しません。以上です。
- 委員長（千葉幹雄） あと回しだっていうことではなくて、小委員長の報告はそういうことですから。ですから、それは留保しておいて、並行していまお話しがあったように国旗と町旗も合わせてどうだという検討をしていくということはどうでしょうかということなんですが。
- 委員（高橋健雄） それなら結構です。
- 委員長（千葉幹雄） 皆さん確認いたしますけれども、小委員長の報告はタペストリーを掲げることに對しては可だと。了という報告であります。会派一致してということですね。寺林委員からあるいは高橋委員からお話があったように、この際、町旗、国旗、これは町民の方はある程度周知しているということでもあるから、検討してはどうだというような提案であります。その後、町旗、国旗がどうなるか分かりませんが、その後また、こういう場面でタペストリーについてはやるとすれば、もう一回確認しなければならぬというふうに思っていますけれども。そんなことでよろしいでしょうか。高橋委員。
- 委員（高橋健雄） 確認しておきます。いま委員長がそういうことを言うのはいいいですけども、各会派で持ち帰って賛成はいいですけども、全体的な町旗とかそういうものの話等がなされない限り、アイヌの紋章のタペストリーには、私は会派には所属していませんから、それについては反対をするということで確認をしておいていただきたいと思います。以上です。
- 委員長（千葉幹雄） 整理しますけれども、タペストリーにいま反対するというので

はなくて、国旗、町旗検討して、そういうことの発言だったものですから。いずれにしても町旗、国旗決めるときには無会派の人もいるわけですから、全体の中で確認しなければならぬと思うんですよね。会派の代表者だけでは決められないと思いますので、それはそういう機会があると思います。そうですね議長。

- 議長（芳滝仁）（聴取不能）
- 委員（高橋健雄） どうも噛み合わない。委員長、私の言っていることが分かりませんか。
- 委員長（千葉幹雄） 分かります。
- 委員（高橋健雄） 卵が先か鶏が先かと同じことで、アイヌのタペストリーは審議するなら町旗等を最初に審議しないといけないということでしょう。アイヌのタペストリーが先にきて、町旗が後ってそういうことにはならないということをお私言っているんです。
- 委員長（千葉幹雄） 後先ということではなくて、タペストリーについてそういう話があったものですから、タペストリーを協議した経過がある。
- 委員（高橋健雄） だから私は無会派だからタペストリーなんて知らないと言っているんです。この話を全体の日に持ってくるのならいいけれども、それなら私は反対します。
- 委員長（千葉幹雄） 早いとか遅いとかではなくて、たまたまそういう話があったから先にやって、その後国旗それから町旗の話が出てきたから、では一緒にやろうということ。
- 委員（高橋健雄） だからそれがおかしいのでは。
- 委員長（千葉幹雄） 乾委員。
- 委員（乾邦廣） 第1回目の小委員会でしょうか、うちの会派の東口さんのほうから国旗と町旗を議場に飾りたいと提案されたと思いますが、その報告も私は一切受けていません。委員長も小委員長もどこでどう審議しているかの報告もありません。調査特別委員長の千葉委員長から馴染まないと今日はじめて聞きました。国旗と町旗の話をうやむやにしておいて、どうしてタペストリーの話が急に出てきたか。差別的なものがあるのか私はちょっとそういうふうには誤解するんですけれども。そこをもう一回きちんと確認説明してください。
- 委員長（千葉幹雄） 誤解というんでしょうか。タペストリーの話が出て小委員会で揉みました。そしてそのときに確かに東口委員から国旗はどうなんだという話が出ました。そのときに、私のほうから国旗については小委員会でお願した経過もありませんので、馴染まないのではないかと。返ってそれは全体の議長が中心となるか会派の代表者会議となるか議運になるのかそれは分かりませんが、そういう高い次元のところで検討したほうがいいのではないかと話させていただきました。当時の雰囲気としては、そうだねと、それはまた違う場面でやったほうがいいねというような雰囲気だったかと思っておりますけれども。乾委員。
- 委員（乾邦廣） なぜ、町旗と国旗の議論が馴染まないのか。その理由を教えてください。
- 委員長（千葉幹雄） 町旗と国旗は確か東口さんからは、町旗と出たのか。国旗と言わなかったか。国旗でしたか。町旗も出ましたか。

○委員（野原恵子） 町旗は出ていない。

○委員長（千葉幹雄） いずれにしても非常にいろんなことが絡むものですから小委員会だけで、もちろん内部で協議をして皆さんに提案をすることはやぶさかではないですけども、外からそういう話が何もないときにそういう話だったものですから、そこは違う場面のほうがいいのではないですかという話は、私のほうからさせていただきました。小島委員。

○委員（小島智恵） 私も小委員会の委員なのでその場にいたんですけども、私の記憶では野原委員長のほうから直接的にそういった国旗のことを小委員会の中で議論したり扱うのはふさわしくないと。町民から苦情が出たらどうするんだということで、すぐにもうそこでストップさせられたという形で、それでタペストリーの話だけは議論の対象になっていったという経緯だったと思うんですよね。それで全然議論ができていなく、議論どころか話も皆さんにもこの件が伝わっていないとか、すごくモヤモヤしているんですけども。やはりどこかで議論をきちんとして、そういう場を設けていただきたいなと思うんですよね。

○委員長（千葉幹雄） 休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（千葉幹雄） それでは再開いたします。休憩中にいろいろなお話が出ました。先ほどお話ししたようにタペストリーについては小委員会にお願いをして検討してもらったと。小委員長の報告はそれを可とするということでありました。その後、副委員長のほうからタペストリーばかりではなくて、国旗それから町旗も一緒に掲げるような検討をしてはいかがかというような意見が出ました。それで、休憩中にいろいろ議論をして皆さんそれぞれお話ししていただいて、それでいいんじゃないかとそういう方向で。国旗、町旗の結論が出た段階でタペストリーはここで決めたということではなくて留保しておく。小委員長の報告を留保しておく。それで、全体でまた皆さん参加のもと、この3つをどうするかと結論出してからですね。お話をしたいというふうに思いますけれども、それでよろしいでしょうか。田口議員。

○委員（田口廣之） 話が戻るようなことですが、よろしいですか。4回小委員会をやられたと言っているんですけども、庁舎特別委員会の中でタペストリーの話が出たのは、前回、前々回だったか。ですから全体に掛けた中で、タペストリーをどうするかって掛けて、小委員会をやったのではないですよ今回。ここにタペストリーどうしますかってみんなに諮って小委員会に掛けていませんよね。それと、前回も委員長が言っていたと思うんですけども、全会一致で決めるべきだと。全員の賛同をもとにと言いましたよね。ですから一人でも反対者がいれば、これは決まらないことですよ。全会一致と言いましたよね。それと小委員会では可とするという結論が出たと思うんですけども、会派の代表の方が出て、全会一致となっていますけれども、無会派の高橋委員のほうからそういう意見が出ているんですけども、その辺は小委員会のほうでどういう取り扱いとか、意見の集約をしたのかということが疑問なんですけれども。

○委員長（千葉幹雄） 私のほうからお話しさせていただきます。小委員会4回、私も出たり出てなかったりで、最後の方は出ていないものですから、ちょっとあれなんですけれども。確かにタペストリーは前回お話ししたように前期からそういう、ほかの議会で

そういうものがあって、すごく良いから考えてみてはという前の理事者のほうから私にお話しがありまして、私は任期ももう終わるし新しいメンバーで当然、特別委員会は構成されますし、委員長も副委員長も変わるでしょうから、それで検討したら良いのではないですかということで期をまたぎました。それで、たまたま私が特別委員長にもう一度ならせいただいたものですから、小委員会で検討して欲しいと。そして、良いということだったら、全体の特別委員会に提案をして欲しいと。そういう形で良いのではないかと。これは会派の代表もいますし、最後は全体で決めるわけですからね。そういうことで検討してもらったと、最初はそうだったと思います。ただ全体の中で、それは一回ここで話をして下ろしたら良いのではないかと。小委員会に。そういう経過があったことは事実です。それはそのとおりで認めます。それと全会一致ですけれども、当初から私もやるのであれば、全会一致で決めたいと言っていました。一人でも二人でも絶対反対だということであれば、全会一致にならないんだらうなというふうに思っています。小委員会は各会派の代表が出てきてやっていますから、無会派の方は入っていないということは事実です。野原委員。

○委員（野原恵子） 高橋議員にはタペストリーの件については、こういうものを掲げますというお話をしました。高橋議員から返ってきたのは、先ほど言われましたように、私には町旗を掲げる、そして同時にタペストリーも掲げるのであれば、タペストリーを掲げることには反対ではありません。ということでお答を聞いております。ですから、小委員会にもそういう報告をいたしました。小委員会の中では会派の代表の皆さんから意見を出していただきまして、無会派の方の意見も言いました。それで小委員会の中でこの会派も賛成ということであれば、他の会派も100%賛成ということではないけれども、ほかの会派が賛成であれば、一つの会派は良いですよという答えをいただきまして、今日の報告に至っているところです。間違いありませんね。

○委員長（千葉幹雄） 高橋委員。

○委員（高橋健雄） いま野原委員の私がいつか、そこの角で野原委員がタペストリーとアイヌの紋章の話をしたから、あなたに私はこう言ったんですよ。訂正しておくんですよ。タペストリーの話は反対はしませんと、アイヌの紋章については。だけれども町旗等の話も合わせて審議しなかったら、私はタペストリーだけでは反対ですとこう言ったんですよ。いま、あなた違いますよ。ちょっと待ってください。おかしい話をしないでください。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） 高橋さんの言われたのはそうです。それで、千葉特別委員会の委員長と高橋議員はこういう意見ですということを報告いたしました。それで、ではどういうふうにしますかということで相談して小委員会に臨んだわけですけれども、そういう中で、タペストリーと町旗というのは別に考えて進めて行ったら良いのではないかとということも助言いただきまして、高橋議員の意見は議員、会派の意見は会派の意見、そういうふうにして進めてきました。ですから、町旗の方も検討を一緒に進めて行くのであれば可ということで報告をしたという経過であります。

○委員長（千葉幹雄） いずれにしても、高橋議員の言っているように、町旗とそれとをやるんだったらいいけれども、町旗をやらないんだったら、それだったら駄目だよとい

うことですから。それはそれとして、いま皆さんに諮ったのは、タペストリーを必ずやるということではなくて、小委員会では良いという結論をいただいたと。それは留保しておいて、留保している中で、こちらでその国旗と町旗を検討していただくということで結論が出たら全体で確認をしたいというふうに思っています。そういうことでいいですね。高橋委員いいですね。あなたの言うようにタペストリーだけでは駄目だと、だから国旗も町旗も一緒に検討すると、そして結論が出たらここで一回やろうと。高橋委員。

○委員（高橋健雄） はっきり言うとかいうことなんです。私はタペストリーの話は反対、アイヌの紋章は駄目だとは言わない。その代わり、町旗等を話し合っただけの中でみんなで審議して協議するんなら、もう何も貼らないか全部貼るかのどちらかです。だけど、もうここまで来たら全部貼らないということにならないですよ。こんなにややこしい話になってしまったんですから。

○委員長（千葉幹雄） これから審議するわけですから、それはどうなるか予見をもっていまから言うわけにはいきませんが、いずれにしても町旗、国旗どの場面かで検討してもらって結論が出たら、タペストリーも挙げてやめるかやるか、そういったことを決めてもらえばいいというふうに思っております。そんなところで今日の会議はよろしいでしょうか。

（よいの声）

○委員長（千葉幹雄） それでは、そういったことで結論づけさせていただきまして、以上をもちまして第5回の調査建設に関する調査特別委員会を終了いたします。

（15：58 閉会）

庁舎建設に関する調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成27年11月30日
開会 11時48分 閉会 12時46分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 委員長 千葉幹雄 副委員長 寺林俊幸
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
若山和幸 小島智恵 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
小川純文 岡本眞利子 東口隆弘 中橋友子 藤谷謹至
乾邦廣 藤原孟
議長 芳滝仁
- 4 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 5 審査事件 1 新庁舎の見学について
2 その他
- 6 議事概要 別紙のとおり

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 千葉 幹雄

第6回庁舎建設に関する調査特別委員会議案

日 時 平成27年11月30日(月)
時 分～ 時 分
場 所 役場5階会議室

1 新庁舎の見学について

新庁舎建設現場にて都市施設課より建物、設備等の概要の説明を受け、建設中の新庁舎内を見学した。

2 その他

庁舎建設に関する調査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成28年2月23日
開会 15時05分 閉会 15時41分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 委員長 千葉幹雄
板垣良輔 荒貴賀 高橋健雄 小田新紀 内山美穂子
若山和幸 小島智恵 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
小川純文 岡本眞利子 東口隆弘 中橋友子 藤谷謹至
乾邦廣 藤原孟
議長 芳滝仁
- 4 欠席者 副委員長 寺林俊幸
- 5 傍聴者 眞尾記者（勝毎）
- 6 説明員 副町長 川瀬俊彦 総務部長 菅野勇次
建設部長 須田明彦 企画室長 細澤正典
総務課長 武田健吾 企画室参事 山端広和
建築係長 吉本哲哉 都市整備係長 久保勝
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 係長 佐々木慎司
- 8 審査事件 1 新庁舎外構工事及び現庁舎解体工事について
2 その他
- 9 議事概要 別紙のとおり

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 千葉 幹雄

◇ 内容

(開会 15:05)

○委員長（千葉幹雄） ただ今から第7回庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

諸般の報告。事務局長。

○事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、高橋委員より遅参する旨の届け出、寺林委員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○委員長（千葉幹雄） 高橋委員は出席されていますので、今、遅参するという連絡を受けたという話をしているときに入ってきましたので、出席ということでございます。

お手元の議案書に基づきまして進めさせていただきたいと思っております。

まず、1番目でありますけれども、新庁舎外構工事及び現庁舎解体工事についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） お手元の資料に従いまして、新庁舎外構工事及び現庁舎解体工事についてご説明をさせていただきます。

はじめに、現庁舎解体工事についてご説明をさせていただきます。

資料1ページ目につきましては、現庁舎の解体工事に係ります仮設計画図でございます。

まず、現庁舎、図面の中ではほぼ中央に旧庁舎と表示をさせていただいておりますのが現在の庁舎でございます。現在の庁舎の構造につきましては、鉄筋コンクリート造、地上5階建て、一部地下1階というふうになってございます。延床面積につきましては3,819.65平米、このうち解体する床面積につきましては3,724.07平米を予定しております。主な解体工法でございますが、圧砕工法を予定しております。

図面左側中ほどに写真が掲載されておりますが、示されたように、大型の重機をもって上から順次壊していくと。下にカニの爪のようなものがついているのが掲載されておりますが、これは機械の先端に装備されております。実際に建物を圧砕して壊す部位になるものでございます。今回の圧砕工法につきましては、比較的騒音、低振動で工事が行われ、現在主流になっている工法でございます。またそれは、地上から直接解体工事が可能であるということで、解体工事の効率が良いということで採用をさせていただきました。しかしながら、大型の機械で工事を行う関係で、比較的広いスペースが必要となってまいります。

従いまして、図面をごらんいただきたいと思いますと思いますが、やや太めの二点鎖線で一番外側を囲んでおります、現在の庁舎と少し余分に囲んでいる二点鎖線の範囲が、工事で使用する範囲となります。従いまして、現庁舎の南側の駐車場につきましては、機械を搬入するスペースであったり、それから取り壊した残骸を分別するためのスペース、また、それを搬出するためのトラックの待機するスペースということで予定しております。工事期間中につきましては、大型の機械が出入りするということもございまして、大変危険が伴いますので、高さ2メートル程度の仮囲いで完全に囲って、関係者以外立ち入れ

ないような形にすることを予定しております。出入りにつきましては、合計3カ所の出入り口からの出入りを予定しております。

また、さらに太めの二点鎖線で現庁舎の北側と、それから銅像というところの少し右側に二点鎖線で描いてありますけれども、それにつきましては新庁舎への影響、それから、庁舎の西側につきましては一段低くなっております。そこに、駐車場の横にオニコの木が立っておりますけれども、それらについてはそのまま残すつもりでおりますので、それらに現庁舎の解体工事が影響を与えないようにということで、5メートルの鋼矢板を圧入をいたしまして、影響を抑えるという工法を取るものでございます。

ページをめくっていただきたいと思います。

2ページ目の図面につきましては、現庁舎を南側から見た断面図でございます。斜線でハッチされた部分が取り壊しを行う部分でございます。これまでも何度か説明をさせていただいておりますが、現庁舎の地下の部分には若菜川という川が一部取り込まれておりますので、この若菜川の分につきましては取り壊さず、その構造を一部補強をいたしまして、そのまま残すという予定になっております。それから床面の下にフーチング、それから杭というふうになっておりますけれども、フーチングはコンクリートの建物を支える基礎の部分でございますが、そのさらに下に、地盤を支持地盤まできちんと支持力が届くように、この庁舎、約230本ほどの杭が打たれております。そのうち今回の取り壊し工事では182本の杭を抜く必要がございます。それが杭というものでございます。

ページをめくっていただきたいと思います。

これは若菜川として残す部分、先ほど白くハッチをされていなかった部分の拡大図でございます。この部分につきましては、現庁舎の今の売店の下あたりになりますので、その床の部分、さらにその下の部分については、補強をした上で川の形態を残すという予定をしております。

現工事の取り壊し工事につきましては、約1億4,000万円ほどの工事費ということで見積もらせていただいております。今まで平成22年の基本構想の段階での見積額と比較いたしますと、約4,000万円ほど増嵩しておりますが、平成22年の基本構想の段階から約5年経過いたしまして、その間の人件費の高騰ですとか、またさらには、先ほどご説明させていただきました185本の杭を抜くということでもありますけれども、この杭につきましては、これまで建築業務の監督官庁でございます北海道と、その杭について残せないかということで打ち合わせをさせていただきましたが、やはりその杭につきましては、目的である構造物がなくなった段階で撤去すべきということで、存置することについては、できないという結論に至ったことから、その費用について改めて算定をさせていただいたなどによりまして、約4,000万円ほど増嵩したものでございます。

最後に、もう1枚めくっていただきまして、現庁舎の解体工事、それから外構工事の工程についてご説明をさせていただきたいと思っております。

新しい庁舎につきましては、ほぼ現庁舎の敷地の中に建てたものでございますので、どうしても新庁舎に移ったときに現庁舎の取り壊しに伴いまして、来庁者、町民の方々の駐車場の確保というのが非常に難しくなっております。先ほどご説明させていただきましたように、現庁舎の駐車場につきましては解体工事の作業スペースということになってしまいますので、まず、解体工事に先立ちまして、新しい庁舎の北側、

図面でいきますと、新庁舎は図面のほぼ真ん中、白く抜いている部分が新庁舎の建物になりますが、新庁舎の北側、①外構整備（北側）と書いてありますが、この部分について、まず先行して整備を行うと。ここに約 40 台強の駐車スペースが確保できますので、こちらを先に整備をしておいて、こちらに来庁者の方々については駐車をしていただいて、役場での用事を足していただけるようにしたいと思っております。

こちらの外構整備が終わった後に、2番、現庁舎の解体工事を進めていきたいということで予定をしております、工事規模が大きくなるものでございますので、議決等の事務手続も必要になってくるものと考えられますので、着手につきましては平成 28 年の 6 月上旬を見込んでおります。

この解体工事に約 9 カ月ほどかかりますので、平成 28 年度は北側の駐車場を利用していただいて、庁舎を利用させていただくということになってしまいますので、当初、基本構想の段階では、平成 28 年度中に現庁舎の取り壊し並びに外構工事ということを予定しておりましたが、外構工事の工期が冬期間に差しかかるということで、冬期間の土木工事については費用対効果が得られないと、どうしてもいいものがないということで、外構工事については、平成 29 年度に改めて実施をしたいというふうに計画をしております。

さらに、新庁舎は完成いたしますが、新庁舎の正面にひさしを設置する工事が最後残っております。これは、新庁舎と現庁舎の位置の関係から、どうしても現庁舎を壊した後でないといことができないということですので、平成 29 年度につきましては、まずひさしの工事を一番先にさせていただくということになります。それで、新庁舎のひさしの工事を施工している間につきましては、正面の入り口が利用できませんので、ひさし工事が施工している間につきましては、新庁舎北側の職員通路口のほうから来庁者については庁舎に入らせていただくというようなことになります。

また、新庁舎の、そのひさしの工事と合わせまして、庁舎周囲の歩道整備の工事を行います。また、5番の外構整備（南側）につきましては、なるべくひさしの工事が終わった後に、すぐ南側の駐車場から出入りしていただくということが必要かと思っておりますので、これについてはひさしの工事と一部重複をしながら、西と東に半分ずつ分けたような形で、南側の外構整備につきましては進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、外構工事、それから現庁舎の解体工事におきまして、実施中、新庁舎への来庁者が不便が生じないような形で駐車場の配置、それから誘導等を行ってまいりまして、安全に配慮した解体工事、さらには外構整備工事を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私から 28 年と 29 年の新庁舎建設事業に関します財政計画についてご説明を申し上げたいと思っております。

A 4 のペーパーのほうをごらんいただきたいと思っております。

資料につきましては、上段、線の囲まれた部分に 28 年と 29 年の主な工事内容、その下の表でございますけれども、歳入歳出別の予算の計上状況、これを年度別で表示しております。

一番下、参考の表でございますけれども、財源の充当の内訳を表示しております。

それで、上の囲みにありますとおり、28年度の主な工事内容につきましては、先ほど申し上げましたように、旧庁舎、現庁舎の解体工事と北側の外構工事、それと新庁舎への引っ越しが大きなものとなっております。

29年度につきましては、南側の外構工事というふうになっております。

歳出(概算)と書いた欄の28年度の予算の欄を見ていただきたいと思いますが、予算計上しておりますのは、各種検査の手数料、委託料には新庁舎への引っ越しの業務委託料、これを1,000万円計上しております。財源につきましては、庁舎建設基金を充てる考えでございます。旧庁舎の解体工事につきましては1億4,070万円計上してございますけれども、財源には合併特例債、これで95%充当いたしまして、残り5%につきましては地域づくり総合交付金を充当する予定でございます。外構工事につきましては3,510万円計上してございますが、これにつきましては庁舎建設基金を、下の光ケーブルの撤去工事、これも同じく20万円計上しておりますが、庁舎建設基金を充当する予定でございます。

29年度につきましては、外構工事になりますけれども、8,520万円を工事費として計上しておりますが、庁舎建設基金から5,490万円充当する予定でございます。

残り3,030万円については、一般財源となります。

28年度と29年度を合計しました歳出が2億7,139万7,000円、歳入として、道補助、繰入金、町債への合計額が2億4,080万円、残り一財が3,059万7,000円という内訳になります。

以上でございます。

○委員長(千葉幹雄) それでは、ただいまそれぞれ説明をいただきました。

質問またはご意見、あればお伺いをしたいというふうに思いますが。

東口委員。

○委員(東口隆弘) 工事工程概要図の中で、下に工事工程表というのが載っております。

それで、矢印でそれぞれ工事の期間が示されているわけですが、例えば新しい庁舎が運用を始めても、北側の外構工事、駐車場ができていない。多分、町民会館のところの駐車場を、来庁者は利用するのであろうというふうに理解をするところです。それから、歩道の整備もまだそれよりもまだ遅い。それで、来庁者の方々は、北側ひさしの部分の工事が終わらない限りは、南側の玄関から入ることができないという工程になろうかと思えます。

それで、来庁者の方々は、町民会館のところの駐車場からどのように通って北側の駐車場に入るか。当然、歩道ではなくて東側の道路を通るといふふうになろうかと思うのですが、その来庁者に対する注意喚起だとかという方法というのは考えていますか。

○建設部長(須田明彦) まず、一番最初の北側の外構工事が完了するまでは、現庁舎の解体工事を実施いたしませんので、北側の駐車場が完成するまでの間、ほんのわずかでございますけれども、今年の春、5月、6月のはじめまでは、この今の駐車場を使わせていただくということにしております。ですので、発注準備だとか、その準備工は現庁舎の解体工事については進めさせていただきましても、まずは北側の駐車場を完成させるということですね。それで、まず平成28年度については北側の駐車場を完成させて

において、そこに車をとめていただくと。それから来庁者につきましては、平成 28 年度は説明が不足しておりまして申しわけございませんでした。

資料 1 ページ目の仮設図をごらんいただきたいと思います。

これ、ちょっと細かくて見にくいのですけれども、先ほど見えまして二点鎖線の、現庁舎の北側に二点鎖線の黒くて太い、オーガー併用鋼矢板圧入工法という引き出し線がありますけれども、その上に仮設道路と書いてあると思うのですけれども、これは新庁舎の玄関まで、仮設の歩道として新庁舎の建設工事の中で、今の既存の歩道から玄関までは整備をさせていただきますので、新庁舎に歩いてこられた方につきましては、平成 28 年度中につきましては正面からも出入りもできますし、それから車を北側にとめざるを得ませんので、車で来庁された方につきましては、北側の職員通用口からも出入りできるようなふうにさせていただきます。

平成 28 年度につきましては、そのような形。現庁舎の解体工事がはじまりましたら、車は新庁舎北側の駐車場だけですね。現在の、現庁舎の駐車場は使えなくなりますけれども、出入り口につきましては、北側も南側も使えますので、それにつきましては、当然いろいろお知らせ、それからホームページ、それから現場でも案内標識等を設置した上で、丁寧にご案内をさせていただきますと思います。

29 年度につきましては、ご質問にもいただきましたとおり、ひさしの工事、それから外構の工事、歩道の工事、かなりふくそうした工事が複雑な工程で行われてまいりますので、ひさし工事が終わるまでは、南側の正面玄関につきましては使えませんので、これについては、今の町民会館の前の駐車場からそれぞれ看板等で丁寧にご案内をさせていただくと、北側の入り口まで誘導させていただくというよりないものですので、これにつきましては、当然、計画的な案内標識等につきましては設置した上で工事に取りかかるつもりでおりますけれども、利用者さんの状況を見ながら、適宜改善を図りながら、なるべく庁舎利用される方、町民の方が不便を感じないような形で工事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 東口委員、よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 財政のことでお尋ねいたします。

解体経費で 1 億 4,070 万円ということで、人件費の高騰ですとか、それから杭の撤去ということで、この金額になったということでもあります。当初、私もこの計画を示していただいた一番の、何度も変わりましたから、そのときの解体工事の費用というのは、最終的には 9,280 万円ではなかったかと思います。そうすると、5,000 万円の、9,280 万円が 1 億 4,000 万円ということでもありますから、人件費も確かに上がりました。2 度、3 度ですか、上がっていますし、それから杭のことについては認識がなかったものだから、当初から杭はそのままにしておこうと思っていられたのかどうか。実際、全部の杭を抜くわけではないですからね。道の指導もあって抜くという。では、残っているものは問題がないのかという懸念もあります。その当初になぜ計画がなかったのかという

ことと、それから人件費で一体幾らぐらい上がったのか。

つまり、この新庁舎の工事本体のときにも人件費が上がったということでありましたが、そのときの説明で、新庁舎の工事全体の人件費の増額で 6,000 万円程度だったのですよね。今回、わずかこの解体だけで、総額で相当数上がっていますので、もう少しその辺の数字を理解したいと思いますので、ご説明いただけますでしょうか。

○建設部長（須田明彦） 工事価格の上昇分について、人件費だけで算定した資料については持ち合わせておりませんので、建設工事の中で、それぞれでご説明させていただきますと思います。

まず、取り壊し工事の工事価格そのもので、約 3 割程度の上昇が見られておりますので、解体工事だけで約 3,000 万円程度の上昇というふうに見積もっております。それから、基礎につきましては、当初から当然基礎杭があるということは認識しておりましたが、基礎杭を抜くと、どうしても、今強固な地盤なものが、抜いた分だけ弱くなるという可能性もあったものですから、町といたしましては、基礎杭についてはそのまま残させてほしいということで考えておりました。しかし、先ほどご説明させていただきましたように、その上の目的物がなくなった段階で、基礎杭については不要なものということですので、目的の建物は取り壊したときに一緒に撤去されるべきものという北海道からの正式な答えが出たものですから、今回その費用を改めて算定させていただきました。それが約 1,500 万円程度になると思います。

それで、基礎杭の残す残さない部分でございますけれども、先ほど私、230 本程度というふうにお話をさせていただきましたけれども、総体では 249 本の杭がこの建物の下に打ち込まれております。そのうち 185 本について撤去をいたします。残り 64 本につきましては、先ほど若菜川の部分については補強をしてそのまま存置させるということでしたので、その若菜川のその存置させる構造物の下に 64 本ほど打たれておりますので、その 64 本は抜かないでそのまま残すということでございます。

あとは、どうしても人件費の高騰などに伴いまして、このコンクリートですとか金物ですとか、こういういろいろ電線類だとかというものが、産業廃棄物として発生するわけですが、これらの処分費も、人件費の高騰、諸物価の高騰によって値上がりしております。その部分につきましては、いかほどでもないのですが、数百万円程度ということでございます。

自分、杭の引き抜きは言いましたよね。お金ね、1,500 万円程度というふうになっております。それで、先ほど工事価格約 3,000 万円、それから杭の引き抜きで 1,500 万円程度、そのほかもろもろございまして、4,000 万円ちょっとと、四千五、六百万円になります、今のを計算でいくとこういうことになります。

先ほども申し上げましたように、産業廃棄物の処理料金も上がっております、これにつきましては、ごくわずかでございますけれども、約 40 万円ほど当初見込んだ金額よりも上がっております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 大枠では、そうであろうなというふうに思います。もともと当初の

工事費よりも3割アップになったということですから、解体ですから、ほとんど人件費なのだろうなと思ったのです。というのは、新庁舎の場合は、材料費が随分上がりましたから。ですから一定大幅な引き上げというのも理解できたのですが、壊していくだけで人件費のアップだけを考えても、当初9,200万円が1.5倍にもなってしまうという、その辺がどうも見えなかったです。

できれば、今は持ち合わせていないということでありますから、これ以上お尋ねはできませんが、人件費がどのくらい上がっているのかということは、議員としては知りたいところではありますから、後日でもいいですから、資料いただければというふうに思います。

結局、今、労務単価というのがどんどん上がって行って、直近でも上がったことは承知しているのですが、それがきちっと反映される仕組みなんかも、ちょっとまた別の話にはなってきますけれどもね、そういった問題もありまして、一体この解体工事で正確に人件費というのがどのくらい使われていくのかというのは、やっぱり知る必要があるなというふうに思いまして、もし、委員長、それが可能であれば、後日お願いしたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） ただいま、中橋委員から人件費のアップ分を、詳しく資料、データを出してほしいという要望でありましたけれども、委員長としてこれを許したいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） それでは、そういうことで資料を求めたいと思います。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

なければ、1番目であります新庁舎外構工事及び現庁舎解体工事について、終わらせていただきたいというふうに思います。

2番目であります、その他であります。

私のほうから1点だけ、確認の意味でご提案を申し上げたいというふうに思います。

それにつきましては、タペストリーの件でありますけれども、今までの経過を申し上げますと、この委員会でタペストリーについて、大方の方からいいのではないかというようなお話をいただいております。一部委員からは、タペストリーばかりでなくて、町旗、これらとの一緒に掲揚してはどうかという意見がありまして、それはまたこの委員会ではなくて違うところで検討してはということになっておりまして、その後、町民の方から、国旗、そして町旗、タペストリーを掲揚してはという陳情が出てまいりました。それを議会運営委員会で付託を受けまして、議運で検討した経過があります。

それで、きょう、議運で結果が出まして、この3点セットを不採択ということになりました。

それで、我が議会の仕組みというのでしょうか、党派制度をとっておりますので、本会議はこれからですけれども、恐らく本会議でもそういう結果になるのであろうということを前提に考えると、この委員会でも確認をしたいのですが、タペストリーについても不採択というふうになる可能性が強いということでありますので、そのときには、タペストリーも合わせて議場には取りやめをすると、飾らないということで確認を

させていただきたいというふうに思います。この1点だけであります。

そういうことで、よろしいですね。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) それでは、その件については終わります。

私のほうからはそれだけであります。

その他、皆さんのほうから何かあれば、お出しをいただきたいというふうに思います。
ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) ないようであります。

それでは、以上をもちまして第7回の庁舎建設に関する調査特別委員会を終了いたします。

(閉会 15:41)